

# 町税は納期内に納付しましょう

滞納は、納税をしている人との公平性を欠く行為です

## 町税の収納状況

令和2年度の町税（町民税、固定資産税、軽自動車税など）全体の収納率は90.78%で、収納率は年々上昇しています。しかしながら他自治体と比較すると管内的には低い状況にあり、平均収納率を下回っています。（表参照）

町税は、所得や資産の状況に応じて、町民の皆さんに公平に負担していただくものです。納めていただいた町税は、町の重要な自主財源として、福祉や教育など各種公共サービス・事業の推進などに活用しています。そのため、町税が十分に確保されない場合、町の財政経営に影響し、行政サービスの実施に支障をきたすこととなります。

町民一人ひとりに行き届いた行政サービスを行うために、納期限までに必ず納付しましょう。



表 町税の過去3ヶ年の収納状況

町名	H29	H30	R元
鹿部町	89.8%	90.7%	90.8%
松前町	87.7%	88.5%	89.9%
福島町	92.1%	92.0%	92.0%
知内町	99.1%	99.0%	99.2%
木古内町	92.1%	92.3%	93.4%
七飯町	97.3%	97.2%	97.0%
森町	89.6%	89.4%	89.0%
八雲町	93.5%	93.7%	93.4%
長万部町	92.7%	92.7%	93.2%
平均	93.5%	93.7%	93.6%

収納率は、「地方財政状況調査」の徴収実績による数値です。令和2年度分については未確定のため表示していません。

## 町税は自主納付が原則です

町税は、納税者の皆さんが、納期限までに自主的に納付して頂くものです。これを「自主納付制度」といいます。納税の原則となっています。

## 滞納を放置すると・・・

納期内に納付がなく、滞納についての相談等で連絡がない場合は、滞納処分の対象になります。

## 滞納処分の流れ

① 納期限の経過  
町税の納期限は、納税通知書などで、お知らせします。

## ② 督促状の発送

納期限までに町税を完納されなかった人には、納期限後20日以内に督促状を発送し、手数料100円が加算されます。また、納期限までにきちんと納付した人との公平性のため、納期限の翌日から納めた日までの日数に応じて延滞金（遅れたための利息）が加算されます。

## 《延滞金の算定》

納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までを年2.5%、前記の翌日から納付の日までを年8.8%で計算した合計額となります。（令和3年中の場合）

## ③ 催告書の発送

地方税法では「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき」は「滞納者の財産を差し押さえなければならぬ」と定められています。しかし、町では、納税者の「納め忘れ」や、「特別な事情」により納付できない場合を考慮して、督促状の送付後も催告書を送付するなどして、できるだけ早期に納付していただけるよう働きかけています。催告書が届いたら、期日までに納付又は相談をお願いします。

## ④ 財産調査

税金を滞納すると、法律（国税徴収法）に基づき、すべての財産（預貯金、不動産、給与、年金、生命保険、売掛金など）に対する調査権限が発生します。この権限により、調査を受ける勤務先の事業所、金融機関などの関係機関は、調査に協力しなければなりません。